

## 31年度の横浜市週休2日制確保モデル工事

横浜市では、改正品確法の趣旨に基づき、建設業における担い手の育成・確保と労働環境の改善を図る取組みとして、工事現場における休日の取得を促進するための週休2日制確保モデル工事を29年度より行っています。

31年度については、工事期間中一定割合以上週休2日を確保できた工事に対して、工事成績評定での加点を継続するとともに、新たに諸経費の増額補正を実施することとし、引き続き週休2日の確保を進めます。

### ●工事現場における週休2日制とは（横浜市の場合）

一週間のうち2休日（現場の休工日）とすることです。

天候や緊急対応等により、休日予定日を変更することができます。

### ●発注者指定型モデル工事を引き続き行います（継続）

工事受注後に、週休2日を実施するかしないかを選択できます。

実施しない場合でも工事成績評定の減点等のペナルティはありません。

### ●受注者希望型モデル工事を引き続き行います（継続）

工事受注後に、受注者からの協議により、工事監督課が同意した場合、週休2日制確保モデル工事の適用となります。

履行できなくても工事成績評定の減点等のペナルティはありません。

### ●工事成績評定への反映（継続）

週休2日を8割以上確保出来た場合は工事成績評定に1点、5割以上確保出来た場合は工事成績評定に0.5点加点します。

### ●請負金額への反映（新規）

土木、造園、一部の電気工事等の土木積算工事については諸経費補正対象工事とし、週休2日を8割以上確保出来た場合は共通仮設費について1.02、現場管理費について1.04の増額補正を行います。

●**実施確認方法（改訂）**

休日取得計画・実績書の提出及び作業日報の提示により週休 2 日の実施状況を確認します。

●**モデル工事実施時の注意点**

週休 2 日の確保を事由にした工期の延期は行いません。契約工期の中で週休 2 日を確保してください。

●**対象工事の明示など**

発注者指定型又は受注者希望型モデル工事の対象工事は、諸経費補正対象工事であるかも含めて現場説明書に明示します。

また、受注者希望型モデル工事の除外工事についても、現場説明書にその旨記載します。

平成31年4月1日積算基準の工事より実施予定です。

※実施要領については、財政局公共施設・事業調整課ホームページで公表します。

●**実施工事の公表**

週休 2 日を 8 割以上確保できた場合は、工事名及び施工会社名を財政局公共施設・事業調整課ホームページで公表します。

●**アンケートにご協力ください**

制度の改善にあたって参考としますので、週休 2 日の実施・未実施に関わらず、工事完了後にはアンケートへのご協力をお願いします。

横浜市財政局公共施設・事業調整課

電話 045-671-2025